

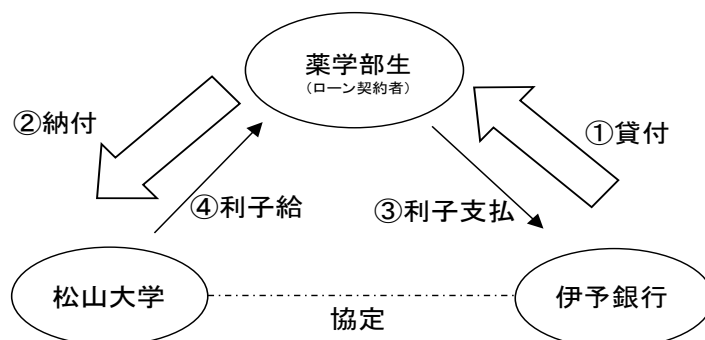
松山大学薬学部提携特別教育ローン利子給付奨学金

松山大学薬学部に入学及び在学する学生で、保証人等が「松山大学薬学部提携特別教育ローン」を利用して学費(入学金・授業料・教育充実費)の納入をした場合、奨学金として融資を受ける利子に相当する金額を給付し、経済的負担の軽減や、学業の継続に資することを目的とした奨学金です。

対 象	上記に該当する者
給 付 金 額	給付金額は、融資を受ける利子に相当する金額とし、年利 4.8%相当額を限度とする。 (年間融資限度額 190 万円(1 年次生のみ 200 万円)、融資限度総額 1,000 万円)
給 付 期 間	在学中のみとし、最短修業年限とする。
給付時期及び方法	(1)給付時期は、対象の融資が存在する各年度末とする。 (2)給付方法は、利子給付奨学生名義の金融機関口座に振込むこととする。 *その間の利子は、一旦、金融機関(伊予銀行)へお支払いください。
出 願 手 続	「松山大学薬学部提携特別教育ローン利子給付奨学金申請書」を提出する。 (申請用紙は、学生課・薬学部事務室にあります。) *金融機関にて借入を行った年度において申請が必要です。
出願手続申請期間	当該年度の 10 月上旬～11 月末日頃(予定)
受 給 の 制 限	他の奨学金制度(学内を含む)と重複して受給することができる。
取 扱 金 融 機 関	伊予銀行

※当ローンの詳細については、下記を参照の上、学生課又は取扱金融機関までお問い合わせください。

松山大学薬学部提携特別教育ローン利子給付奨学金のイメージ



有利子奨学金(日本学生支援機構奨学金 第二種)と松山大学薬学部提携特別教育ローン(抜粋)の対比

2025 年 9 月現在

	日本学生支援機構奨学金 第二種	松山大学薬学部提携特別教育ローン
年間貸与総額	14 万円×12 ヶ月＝ <u>168 万円</u> (月額最高限度額を貸与した場合)	年間融資限度額 190 万円(1 年次生のみ 200 万円) (融資限度総額 1,000 万円)
金 利	<u>1.982%</u> (利率固定方式) <u>1.200%</u> (利率見直し方式)いずれも上限年利 3%	<u>1.7%</u> : 固定(保証料を含む) (団体信用保険加入の場合、0.2%上乘せ) 利子給付は、年利 4.8%を上限とする
在 学 中 の 金 利	無利子	有利子(毎月金融機関に利子を支払)だが、 利子相当額を松山大学より奨学金として給付する
貸 与 期 間	貸与開始月から最短修業年限内	最短修業年限内
振 込 時 期	初回振込(貸与開始月から 6 月分までを一括振込) 6 月 11 日(予定)。以降、毎月 11 日に振込。	融資決定後すぐ
在 学 中 の 手 続	年1度、継続の手続を行えば翌年も継続して貸与できる(成績・性行不良者を除く)	融資を受ける際は、その都度金融機関で手続が必要
返 還 年 数	卒業後(在学中返還不要)、最長 20 年以内	卒業後(在学中 6 年間返還不要)、最長 15 年以内

利子計算の方法

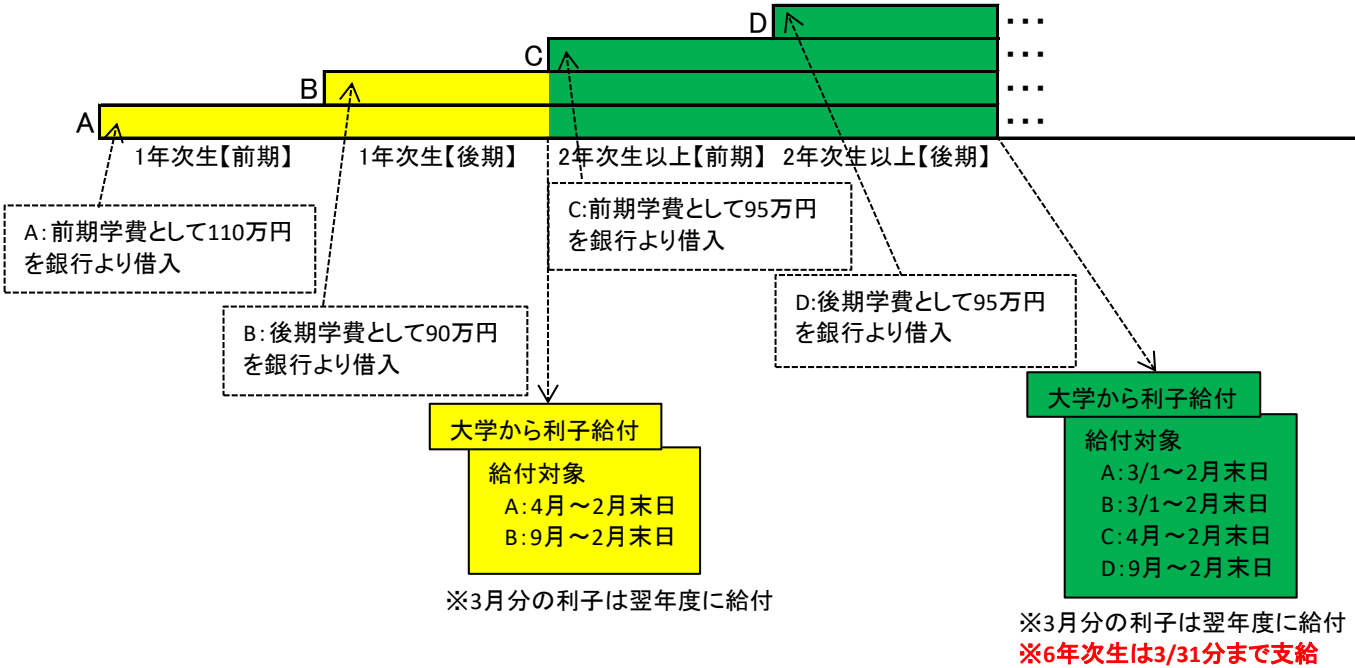
以下の方法によって計算した利子相当額を、毎年度末(3 月末)に大学より奨学金として支給します。

※それまでに発生する利子は一旦金融機関にお支払いください。

	金融機関から借入をした年度	翌年度以降
給付する利子の計算起点日	「①金融機関からの借入日」と「②大学への納付日」の遅い方の日付 (ただし 1 年次生は 4 月 1 日以降の日付)	3 月 1 日
給付する利子の計算終点日	2 月末日(ただし 6 年次生は 3 月 31 日)	
利子計算対象の上限金額	◆2023 年度以前入学生 前期学費 100 万円、後期学費 100 万円を 上限とし、年間上限額を 200 万円とする。	◆2024 年度以降入学生 ①1 年次生 前期学費(入学金含む)110 万円、後期学費 90 万円を上限と し、年間上限額を 200 万円とする。 ②2 年次生以上 前期学費 95 万円、後期学費 95 万円を上限とし、年間上限額を 190 万円とする。

利子給付の対象期間及び金額 ※金額は上表の◆2024 年度以降入学生を例とする)

利子給付の対象金額及び金額



注意事項

1.利子の計算期間について

大学から支給する利子相当額の計算期間の起点日は、「①金融機関からの借入日」と「②大学への学費納付日」のいずれか遅い日付となるので、例えば金融機関から借り入れた日の 5 日後に大学に学費を納付した場合、5 日間分の利子については大学からの奨学金支給対象とはならず、自己負担となります。

また、1 年次生(新入生)については入学年の 4 月 1 日から松山大学の学籍が有効となるため、借入日から 3 月 31 日までの利子については奨学金の支給対象とはならず、自己負担となります。

2.利子計算の対象金額について ※金額は上表の◆2024 年度以降入学生の 2 年次生以上(6 年次生除く)を例とする)

前期学費の納付時、例えば 4 月に 190 万円を金融機関から借り入れた場合、金融機関に対しては 190 万円に対する利子を 4 月以降、毎月支払う必要があります。そのうち前期納付 95 万円に対する利子については 4 月分～翌年 2 月分までが奨学金として大学から支給されますが、後期納付 95 万円に対する利子については 9 月分～翌年 2 月分までが奨学金として支給されるのみです(つまり、後期納付 95 万円に対する利子については前期期間分の利子が奨学金として支払われません。)

したがって、利子の自己負担をできるだけ抑えるためには、前期学費納付に際して 95 万円以下の金額、後期学費納付に際して 95 万円以下の金額を借り入れることをお勧めします。